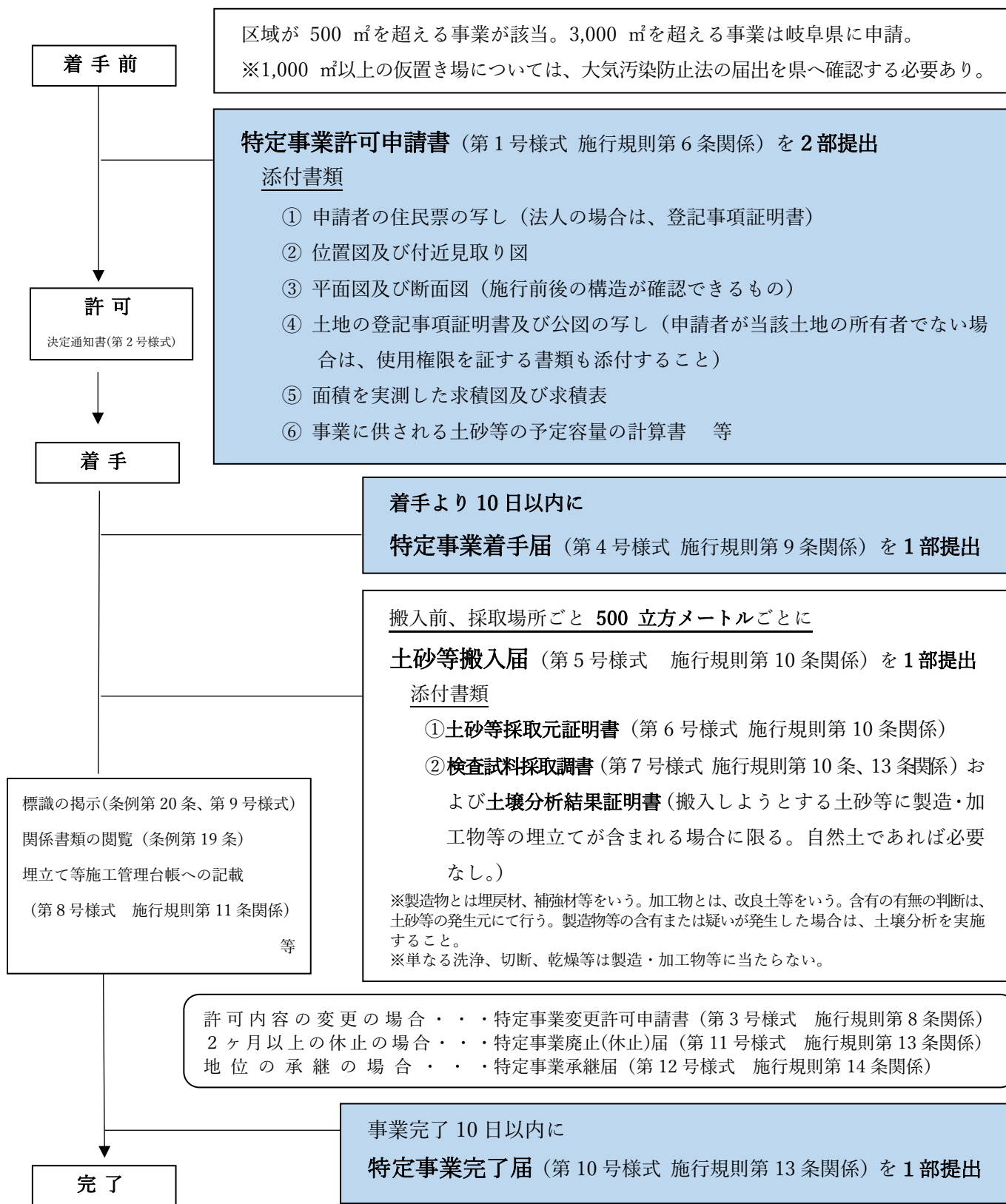


# 輪之内町埋立て等の規制に関する条例 申請フロー図



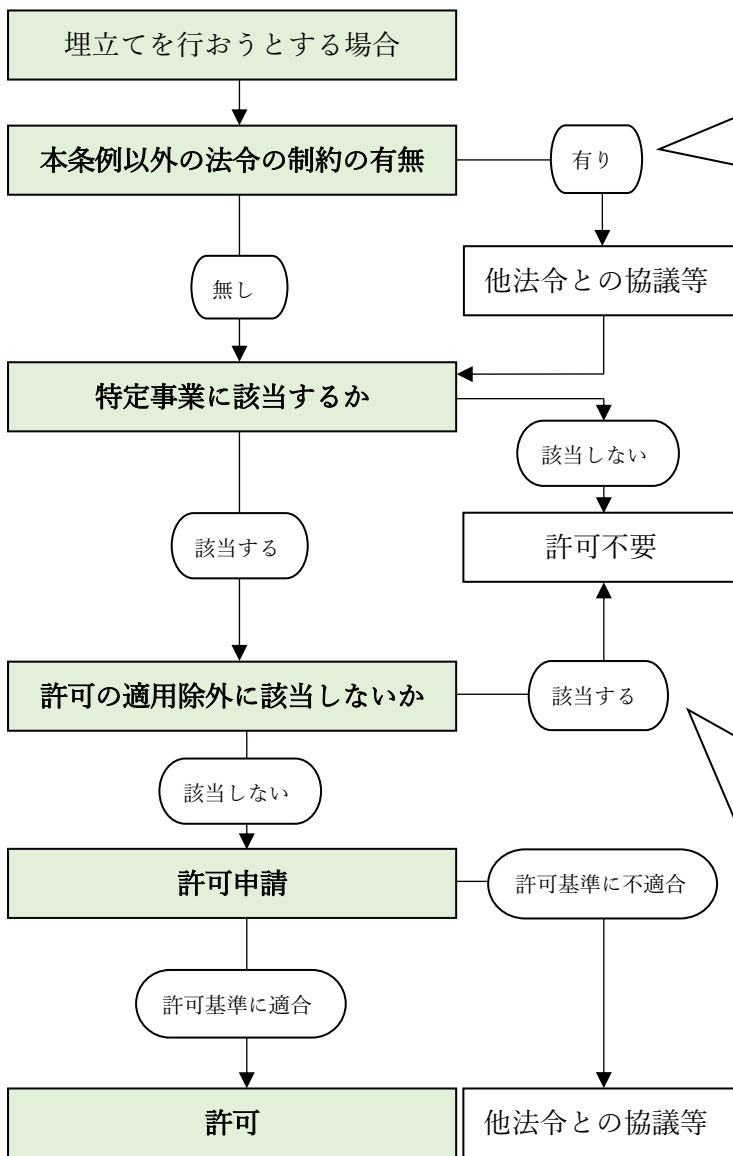
**【用語説明】**

埋立て等：土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く）  
をする行為

土 砂 等：埋立て等に供される一切の物（土砂、岩石、化石等自然物のほか、埋戻材も該当）

特定事業：埋立て等を行う区域以外の場所において採取又は製造が行われた埋立て等であって、その区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満であるもの

**【申請許可対象】**



**【本条例以外の法令等の制約】**

- ・都市計画法の開発
- ・農業振興地域の整備に関する法律の開発行為
- ・農地法の転用許可
- ・文化財保護法の埋蔵文化財の有無 等

**【許可の適用除外】**

- ・ 国、地方公共団体等が行うもの
- ・ 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂などを販売するため一時的に堆積するもの
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行うもの
- ・ 植樹の用に供する目的で行う事業
- ・ 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う事業（運動場に砂をまく行為、駐車場に砕石で舗装する行為等）
- ・ 製品の販売を目的として行う事業 等

**【問合せ】**  
輪之内町役場 住民課  
0584-69-3127 (内線 147)